

3	0	0	3	5	0	0	7	0
合 計	21	477	25	122	21	78	71	2

(2) 利用請求の決定状況

(単位：件)

利用制限なし	利用制限あり		合 計
	一 部	全 部	
623	53	1	677

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 貸出状況

貸 出 先	行事等の内容、貸出期間、貸出公文書
松江歴史館	<p>○行事等の内容</p> <p>特別展示「海将山口多聞を生んだ松江藩山口家ー近代日本の礎となった人々ー」において松江藩士山口家に関する人々を紹介する。</p> <p>島根県立図書館の書籍群【山口文庫】を寄贈した山口宗義の業績を紹介する。</p> <p>○貸出期間</p> <p>令和元年7月12日～令和元年11月8日</p> <p>○貸出公文書</p> <p>金品寄附（昭和6年）</p>

3 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公告する。

令和2年6月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

※健康診断書又は医師の診断書により狩猟に必要な適性を有することが認められる者については、検査を免除する。

3 講習科目及び実施形式

科 目	実 施 形 式
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	講義形式の講習は行わず、配布資料による自宅学習とし、履修状況確認のためのチェックシートの提出をもって科目を履修したものとみなす。
鳥獣の保護及び管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
7月22日(水)	午前9時30分～	隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
7月27日(月)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市東部)、江津市
7月27日(月)	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(金城町、三隅町)
7月28日(火)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市(橋南)
7月28日(火)	午後1時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市(橋北)
7月29日(水)	午前9時～	大田市仁摩町仁万562-3 仁万まちづくりセンター	大田市
7月29日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	安来市(旧安来市、伯太町)
7月29日(水)	午後1時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	安来市(広瀬町)
7月31日(金)	午後9時～ 午前	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市
7月31日(金)	午後1時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市
7月31日(金)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旭町)、江津市(桜江町)
7月31日(金)	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市西部、弥栄町)
8月3日(月)	午前9時～	鹿足郡吉賀町柿木村柿木500-1 吉賀町役場柿木分庁舎	吉賀町
8月4日(火)	午前9時～	鹿足郡津和野町後田口66 津和野町コミュニティセンター	津和野町
8月4日(火)	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
8月4日(火)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(吉田町、掛合町)、奥出雲町、飯南町
8月4日(火)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	川本町、美郷町
8月5日(水)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	邑南町
8月5日(水)	午前9時～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町)
8月6日(木)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市

8月18日(火)	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市、津和野町、吉賀町
8月31日(月)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域
8月31日(月)	午後1時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

## 5 狩猟免許更新申請方法等

## (1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

なお、適性検査の免除を希望する場合は、必要な適性を確認した旨の記載された健康診断書又は医師の診断書を添付すること。

## (2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。)

## (3) 狩猟免許更新申請書の提出先及び提出期限

## ア 申請書の提出先

ウに掲げる窓口のうち、住所地を管轄する窓口に提出すること。

## イ 申請書の提出期限

ウの窓口に着付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。(当日消印有効)。

## ウ 申請書の配布・提出窓口

- ・ 東部農林振興センター林業振興課
- ・ 東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・ 東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林振興センター林業振興課
- ・ 西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・ 隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和2年6月12日

